

資産等報告書の閲覧について

政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例第5条第2項及び同条例施行規程第9条の規定に基づき、資産等報告書の閲覧を開始いたします。

- 1 閲覧開始日 令和元年10月7日（月）
- 2 閲覧場所 県庁 新庁舎5階 議会局総務課
- 3 閲覧時間 8：30から12：00まで及び
13：00から17：15まで
- 4 閲覧業務を行わない日
 - ・ 日曜日及び土曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日

<参考>

資産公開制度の概要

県議会議員の資産の状況等を県民に公開する措置を講ずることにより、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。

報告書類	区 分	任期1年目		任期2～4年目
	提出時期	8月	4月	4月
資産等報告書 （任期開始時点で保有する資産等の報告）	提出			
資産等補充報告書 （資産等報告書提出後、毎年12月31日時点で保有する資産等の報告）	（増分） -----▶ 提出			-----▶ 提出
所得等報告書 （前年1年間の所得等の報告）			提出	提出
関連会社等報告書 （毎年4月1日時点において報酬を得て就任している役職等の報告）			提出	提出

令和元年9月11日

神奈川県議会議員長 殿

神奈川県政記者クラブ幹事社
(毎日新聞・日経新聞・NHK)

県議会議員の資産等の公開に関する要望

県議会議員の資産等の公開について、下記のとおり要望いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

- 1 県議会議員の資産等の公開については、閲覧開始日の1週間前(9月30日(月))までに資料(コピー)の提供をしていただきたい。
- 2 資料の解禁は、閲覧開始日の10月7日(月)、午前8時30分としていただきたい。
- 3 資料は、県政記者クラブ各社(13社)に各1部提供していただきたい。
- 4 各議員への取材は、資料の提供を受けた時点からできるようにしていただきたい。

以 上

(案)

令和元年9月25日

神奈川県政記者クラブ幹事社 様

神奈川県議会議会局総務課長

県議会議員の資産等の公開に関する要望について (回答)

令和元年9月11日付けで依頼のありました標記のことについて、次の事項を守っていただくことを前提に取材活動に協力します。

- 1 閲覧開始日1週間前(9月30日(月))に神奈川県政記者クラブ加盟各社へ標記報告書の写しを1部貸与する。ただし、貸与期間は10月7日(月)までとする。
- 2 貸与された報告書の写しについては、慎重に取り扱うこととし、複写、社外への持ち出し、報道解禁日以前の公表については禁止する。
- 3 報道解禁日は、10月7日(月)午前8時30分とする。
- 4 議員への照会がある場合は、**閲覧開始日(10月7日)以後**とする。